

キャンセル・返金および振替規定

はじめに（基本事項と共通ルール）

本規定の目的

本規定は、本校が提供する教育サービスならびに付帯サービス（滞在費・空港送迎費を含む）について、入学前および入学後のキャンセル・変更に伴う返金および振替の取扱いを定めるものです。

用語の定義

本規定で使用する用語は以下の通りです。

用語	定義
キャンセル	- 入学前キャンセル：入学前に申し込みを取り消すこと - 入学後キャンセル（途中退学）：入学後に受講を終了すること
変更	- 入学延期：入学前に受講開始時期を延期すること。振替という - 期間延長：当初の受講期間を延長して在籍すること
学納金	授業料・教材費・施設運営管理費の合計額

申し出方法と受領日

返金の可否および金額は、本校が申し出を「受領した日」を基準に判断します。

- 基準日：キャンセルの場合は「キャンセル申出日」、変更の場合は「変更申出日」を基準日として、各期日を計算します。
- 申出方法：書面または電子メール、Campusmateにて受け付けます。口頭（電話・面談）によるお申し出は受理できません。
- 日数の計算：特に「営業日（本校の業務日）」と明記がない限り、すべて暦日（カレンダー通りの日数）で計算します。
- 時間基準：すべての申し出は、日本時間（JST）を基準として取り扱いします。

手数料

返金・振替の手続きには、以下の手数料が発生します。

- 返金手数料／振替手数料
 - キャンセルまたは振替1件につき：6,000円
 - 空港送迎のみのキャンセル・変更の場合：3,000円
- 送金手数料
 - 返金時の送金手数料はすべて受取人（学生）の負担となります。
- 過払い金の返金
 - 申込者都合による過払い（二重払い等）を返金する場合、事務手数料1,000円を差し引いて返金します。
 - なお、過払い額が1,000円未満の場合は返金しません。

※表内の「-」は、返金または振替の対象外であることを示します。

※1円未満の端数を伴う場合、切捨てに対応いたします。

未払いがある場合

キャンセル申出日時時点で未払いの費用がある場合は、返金の有無に関わらず、未払い金額をお支払いいただきます。

返金が生じる場合は、未払い金額と所定の返金手数料を差し引いた金額をお返しします。なお、既にお支払い済の金額が返金手数料に満たない場合、不足分をお支払いいただきます。

- 対象となる費用：学費（入学金・授業料・教材費・施設運営管理費）・滞在費・空港送迎費

1. 短期総合日本語・短期キャリア日本語・イブニングコース

1.1 入学前キャンセル

- 申込受講期間が4週間以上の場合、または申込受講期間が4週間未満の方が開始14日以上前にキャンセルする場合は、下表の基準に従い返金します。

項目		キャンセル申出日	
		入学日前14日以上前	入学日前14日未満 (受講期間4週間以上の場合に適用)
入学金		理由に関わらず返金なし	理由に関わらず返金なし
学納金	授業料	全額返金	4週間分を差し引いて返金
	教材費	全額返金	4週間分を差し引いて返金
	施設運営管理費	全額返金	4週間分を差し引いて返金
招聘状発行費用		理由に関わらず返金なし	理由に関わらず返金なし
返金手数料		6,000円	6,000円

※重要：申込受講期間が4週間に満たない方が、「入学日前14日未満」にキャンセルされた場合、返金はありません。

※キャンペーン等により学費の減免を受けている場合、実際に支払われた金額（割引後の金額）から、減免額に相当する金額を差し引いて返金・振替手続きいたします。

※入学日を過ぎても未入学の場合は、「1.3 入学後キャンセル：途中退学」の規定に準じます。

※ビザ発給の遅延を理由にキャンセルする場合は、キャンセル申出日を基準に返金額を計算します。

1.2 入学前の変更：入学延期（振替）

- 入学前の入学延期（振替）は、原則として1回まで認められます。振替先の開始時期は、当初の入学期の翌学期までとします。
- 振替を希望する場合は、入学予定日の前営業日までに申し出を行う必要があります。この場合、振替手数料を差し引いた残額を振替後のコース費用に充当します。
- 長野校は2期制（4月期・10月期）を採用しており、原則として4月期入学予定者は同年10月期、10月期入学予定者は翌年4月期へ振替となります。ただし、入学期から3か月後の期への振替については、校長の判断により例外的に認める場合があります。
- 振替後の学納金当初の申込費用を上回る場合は、差額を支払う必要があります。
- 振替後にキャンセルされた場合、返金額およびキャンセル料は振替後の学期を基準として算定します。なお、キャンセル日は実際のキャンセル申請日ではなく、振替申請日が元の学期開始日の何日前であったかを基準に、振替後の学期へ換算して適用します。（例：4月期開始の7日前に7月期へ振替を行った場合、その後キャンセルされた際は、7月期開始の7日前にキャンセルしたものと取り扱います。）

入学延期（振替）に伴う期間短縮について

- 振替により受講期間が短縮される場合、短縮された期間に相当する学納金は、「1.1 入学前キャンセル」に定める基準に基づき返金します。
- 振替と返金が発生する場合でも、返金／振替手数料は1回分のみ適用します。

キャンセル・返金および振替規定

1.3 入学後キャンセル：途中退学

入学後（受講開始日以降）に退学を希望される場合、以下の規定に基づき返金を行います。
なお、返金対象は「学納金（授業料・教材費・施設運営管理費）」のみとし、入学金はいかなる理由でも返金いたしません。

- 入学後に途中退学する場合、未受講期間が1学期以上残っている場合に限り、未受講期間に相当する学納金を返金対象とします。なお、退学する学期に係る学納金は返金しません。
- 返金を希望する場合は、以下のすべての条件を満たす必要があります。
 - 入学前に2学期分以上の学納金を一括納入していること。
 - 退学予定学期の前学期最終日の5営業日前までに、所定の退学手続きを完了していること。
 - 未受講となる学期分の学納金がすべて納入済みであること。
- なお、返金対象となる未受講期間が1学期に満たない場合は返金しません。

項目		キャンセル申出日	
		前学期の終了日の5営業日前まで	前学期の終了日の5営業日未満
学納金	返金対象学期の授業料	80%を返金	返金なし
	返金対象学期の教材費	全額返金	返金なし
	返金対象学期の施設運営管理費	全額返金	返金なし
返金手数料		6,000円	—

1.4 入学後の変更：期間延長のキャンセル

当初の受講期間を延長（追加申し込み）した後に、その延長分をキャンセルする場合の規定です。

延長開始前のキャンセル

- 延長分の受講が開始される前にキャンセルの申し出があった場合に限り、納入済みの延長分学納金の一部を返金します。ただし、手続きに発生する所定の返金手数料（6,000円）および銀行送金手数料はすべて受取人(学生)の負担となります。

延長開始後のキャンセル

- 延長期間の受講開始後は、理由の如何を問わず、延長分の費用は返金いたしません。ただし、未受講期間が期をまたがず、同一期内に10週間以上残っている場合は、返金対象となります。

項目		キャンセル申出日			
		延長開始日14日以上前	延長開始日7日以上 14日未満	延長開始日7日未満	延長開始日以降
学納金	延長期間の授業料	80%を返金	70%を返金	50%を返金	返金なし
	延長期間の教材費	全額返金	全額返金	全額返金	
	延長期間の施設運営管理費	全額返金	全額返金	全額返金	
返金手数料		6,000円	6,000円	6,000円	—

2. プライベートレッスン

2.1 レッスン開始前のキャンセル

受講料お支払い後、レッスンを開始する前にキャンセルする場合は、講師手数料を含む納入金額から、下記のキャンセル料および返金手数料を差し引いた残額を払い戻します。

項目	支払日から8日以内 (レッスン開始日の1営業日以上前)	支払日から9日以降		
		レッスン開始日の 30日以上前	レッスン開始日の 29日から15日以上前	レッスン開始日の 14日から1営業日以上前
キャンセル料	—	—	20,000円を上限として 授業料の10%	20,000円を上限として 授業料の20%
返金手数料	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

2.2 レッスン開始後のキャンセル・変更

レッスン開始後、お申込期間内にレッスンが消化できない場合、未消化のレッスン費用は下記のキャンセル料および返金手数料を差し引いた残額を払い戻します。

項目	レッスン開始後
キャンセル料	50,000円を上限として 未消化分の20%
返金手数料	6,000円

キャンセル・返金および振替規定

3. 滞在費

3.1 入居前のキャンセル

項目	キャンセル申出日			
	入居予定日の4週間以上前	入居予定日より4週間から2週間以上前	入居予定日より2週間から1週間以上前	入居予定日より1週間未満
入寮費／手配費	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
家賃・施設費・清掃費	全額返金	4週間分の70%を差し引いて返金	4週間分を差し引いて返金	返金なし
返金手数料	6,000円	6,000円	6,000円	—

※ 学生寮の場合、入居予定日は入寮指定日となります。
 ※ 重要：申込滞在期間が4週間未満の方が、入居予定日の2週間前未満にキャンセルした場合、返金はありません。

ビザ不許可の場合

- ビザ不許可による滞在費の返金については、「5. 短期滞在ビザ不許可の場合」の規定に準じます。

3.2 入居前の期間変更

項目	キャンセル申出日	
	入居予定日より4週間以上前	入居予定日より4週間未満
入寮費／手配費	—	—
家賃・施設費・清掃費	期間短縮により減額となった場合は、差額分を返金	期間短縮により減額となっても返金なし
返金手数料	6,000円	—

入学延期（振替）に伴う変更の場合

- 滞在費の振替はできません。入学時期を変更する場合は、滞在手配を一旦キャンセルの上、再度お申し込みください。その際、上記「3.1 入居前のキャンセル」の規定に基づき、返金手数料および所定の費用が発生します。

3.3 入居後のキャンセル・期間変更

- 入居後のキャンセルは、理由の如何を問わず、一切返金いたしません。
- 入居後に滞在を延長された場合も、同様の規定が適用されます。

4. 空港送迎費

4.1 キャンセルの場合

項目	キャンセル申出日	
	到着予定日より2週間以上前	到着予定日より2週間未満
空港送迎費	全額返金	返金なし
返金手数料	3,000円※	—

4.2 送迎日時変更の場合

- 入学日の変更に伴う空港送迎費の振替は行いません。到着予定日を変更する場合は、空港送迎費を一旦キャンセルの上、新たにお申し込みください。その際、上記のキャンセル料が発生します。
- 学生の過失による乗り遅れなど当日の送迎時間が変更になった場合は、新規のお申込み扱いとなります。
- 当日、フライトの遅延・変更・乗り遅れ等により送迎時間が変更になった場合も、新規のお申込み扱いとなります。
- 天災・感染症の拡大・ストライキ・航空会社の都合その他申込者の責にやらない事由による場合も同様です。海外留学生用保険へのご加入をおすすめします。

5. 短期滞在ビザ不許可の場合

短期滞在ビザが不許可となった場合は、不許可通知等の証明書類の提出を条件として、次のとおり返金します。

- 授業料・教材費・施設運営管理費：全額返金
- 滞在手配費/入寮費：全額返金
- 家賃・施設費・清掃費：返金なし

なお、返金の際には所定の返金手数料6,000円を差し引きます。入学金および招聘状発行費用は返金しません。
 また、返金手続きには、ビザ不許可の確認が必要となります。

6. 共通事項（その他補足）

短期滞在ビザの発給遅延について

- 短期滞在ビザが入学予定日の1週間前（7日前）までに発給されない場合は、必ず本校へご連絡ください。
期限までにご連絡がないまま入国が遅れた、または不許可となった場合、「5. 短期滞在ビザ不許可の場合」の返金規定は適用されず、通常のキャンセル規定が適用されます。
- 入国制限に起因する短期滞在ビザの不許可の場合はご相談ください。

複数サービスの同時キャンセルについて

- コース（学費）と滞在費を同時にキャンセルする場合、それぞれに返金手数料（各6,000円）が発生します。
- 滞在費と空港送迎費を同時にキャンセルする場合、空港送迎の返金手数料（3,000円）は免除し、滞在費の返金手数料（6,000円）のみを請求します。

返金の実施時期

- 返金はキャンセル手続き完了後、40日以内に行います。

学校カレンダー・学期日程

- 入学日は、学校が設定している各学期の入学日とします。なお、途中入学者の入学日は受講初日とします。※スクールカレンダー参照
- 年末年始は学校が休暇となりますので、1月期入学に関するキャンセル、変更の受付は12月20日を締切とします。